

説明の内容

(算定ガイドライン 目次)

第1部 本ガイドラインについて

第2部 特定温室効果ガス排出量及び 原油換算エネルギー使用量の算定

第3部 基準排出量の算定

第2部 特定温室効果ガス排出量及び 原油換算エネルギー使用量の算定

(算定ガイドライン pp.11-108)

第1章 算定と検証の概要

第2章 事業所範囲のとりえ方

第3章 排出活動・燃料等使用量監視点の特定

第4章 燃料等使用量の把握

第5章 温室効果ガス排出量及び
原油換算エネルギー使用量の算定

第6章 温室効果ガス排出量算定に係る
その他の方法



算定のフロー

(算定ガイドライン p.11)

ステップ1.事業所範囲の特定(第2章)

ステップ2.排出活動・燃料等使用量監視点の特定(第3章)

燃料等使用量監視点: 電気の受電点、都市ガスメーター、燃料タンクなど、
燃料等使用量を測定する箇所

ステップ3.燃料等使用量の把握(第4章)

ステップ4.温室効果ガス排出量及び原油換算エネルギー使用量
の算定(第5章、第6章)

※第三者検証を行うに当たっては、例えば事業所範囲などほとんど
変化がないと思われるものについても根拠資料などを必ず全て用
意する必要がある。

第2部 特定温室効果ガス排出量及び 原油換算エネルギー使用量の算定

(算定ガイドライン pp.11-108)

第1章 算定と検証の概要

第2章 事業所範囲のとりえ方

第3章 排出活動・燃料等使用量監視点の特定

第4章 燃料等使用量の把握

第5章 温室効果ガス排出量及び
原油換算エネルギー使用量の算定

第6章 温室効果ガス排出量算定に係る
その他の方法



第2章：事業所範囲のとりえ方

（事業所の定義）（算定ガイドライン p.13）

- I 建物等「建物又は施設」
- II エネルギー管理の連動性がある建物等
- III①近隣の建物等（「隣接」）

- III②近隣の建物等（「近接」）

I ～ III①までのエネルギー使用量の合計が1,500kL以上の場合、対象事業所となる。

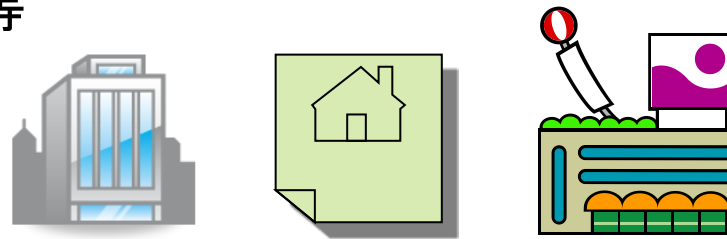
対象事業所となれば、III②を確認し、事業所範囲が確定する。

第2章：事業所範囲のとりえ方 (建物等の定義) (算定ガイドライン p.14)

制度対象となる「**建物**」又は「**施設**」は以下のとおり。

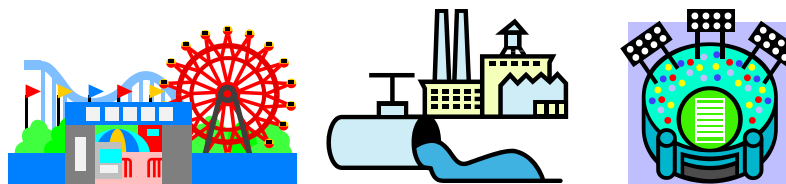
■ 「建物」：建築基準法上の建築物

建築物とは、土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの。例) 事務所、店舗、倉庫等



■ 「施設」：エネルギーを消費する一連の工作物(群)

例) 上水施設、下水処理施設、廃棄物処理施設、遊園地、競艇場、平面駐車場、工場、敷地内の工作物(群)



第2章：事業所範囲のとりえ方

(算定ガイドライン pp.14-15)

一つの建物等における事業所の範囲

ア 区分所有者とテナント

- ・**区分所有者、テナント**が使用する部分⇒**除外しない**

イ 住宅用途部分、熱供給事業用の施設、電気事業用の発電所・変電所

- ・**熱供給事業用の施設、電気事業用の発電所⇒除外**

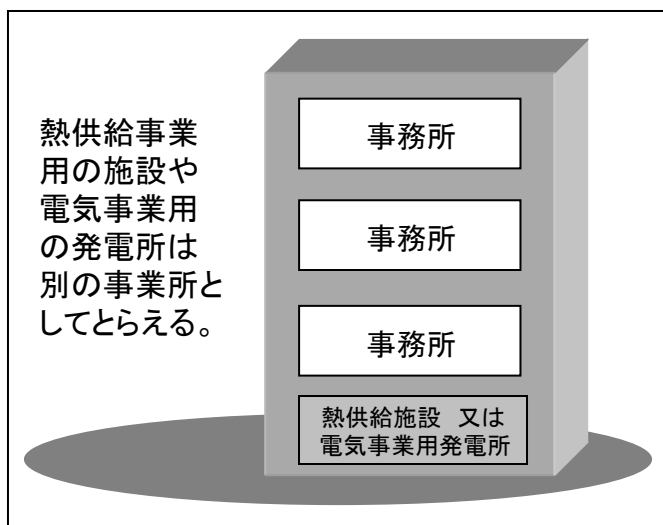
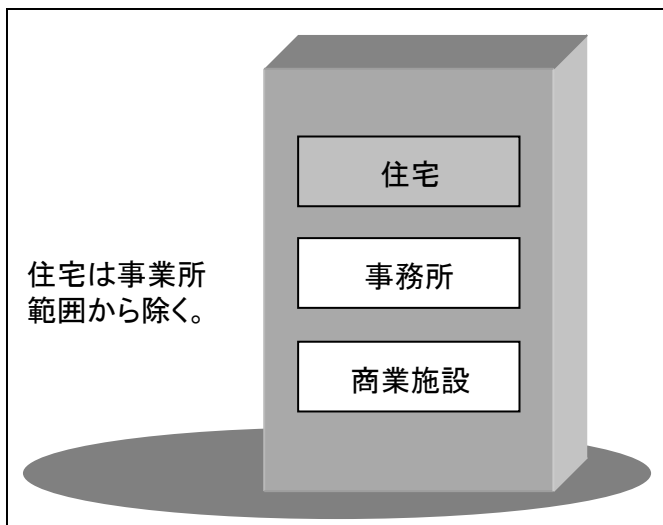
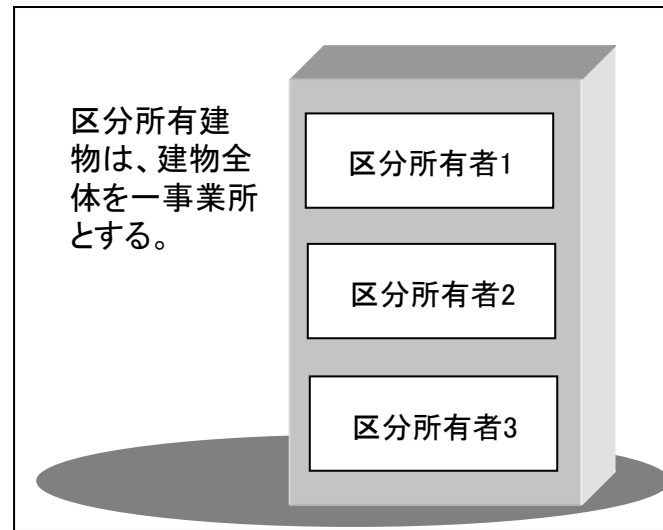
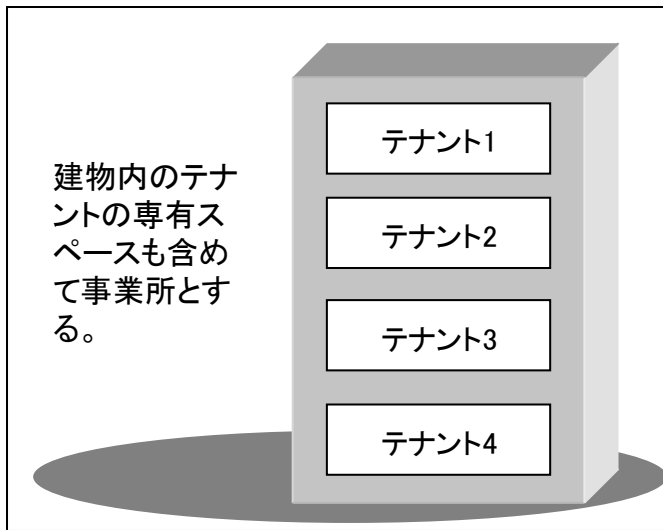
※それらは、別の事業所としてとらえる。

※建物の自己熱源及び自家発電施設は除外されない。

- ・**住宅用途の部分⇒除外**

第2章：事業所範囲のとりえ方

(算定ガイドライン p.15)



第2章：事業所範囲のとりえ方 (エネルギー管理の連動性) (算定ガイドライン p.16)

○エネルギー管理の連動性がある複数の建物等

⇒一つの事業所

○エネルギー管理の連動性とは

⇒電気、熱、燃料のいずれかの供給点を共有している状態

⇒一度供給されたエネルギーを変換して送る場合はエネルギー管理の連動性があるとはみなさない。

○他の建物等へのエネルギー供給量が原油換算で年間15kL未満の場合

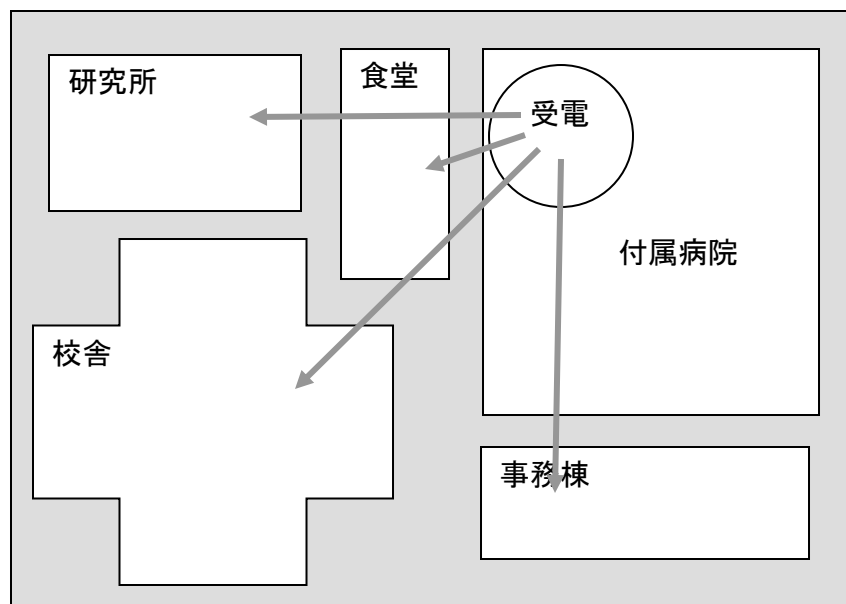
⇒エネルギー管理の連動性がないものとするができる。

⇒この判断ができるのは、指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書又は新たに他の建物等に燃料等を供給することとなった年度の翌年度に提出する地球温暖化対策計画書の提出時に限られる。

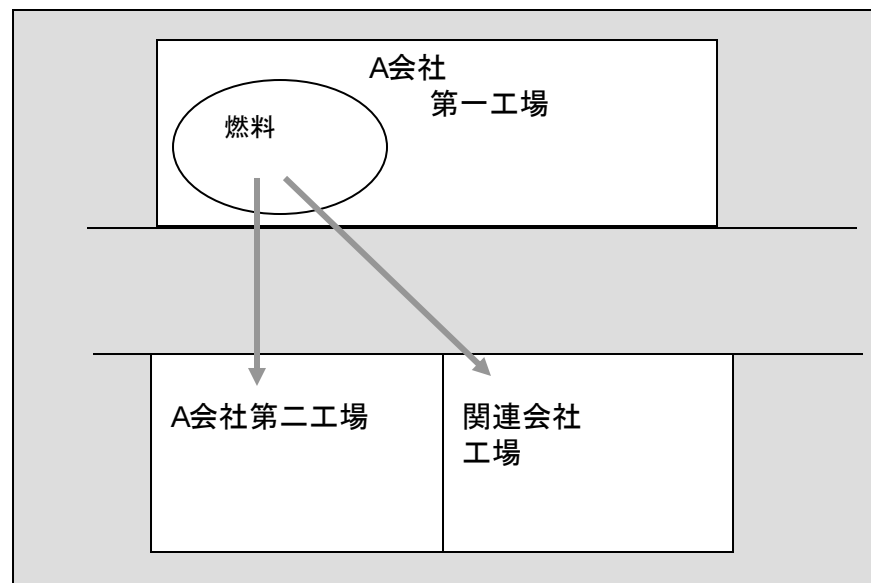
第2章：事業所範囲のとりえ方 (エネルギー管理の連動性) (算定ガイドライン p.17)

＜エネルギー管理の連動性の例＞

他者から受電した電気を他の
建物に送電している場合



他者から購入した燃料を他の
工場に配分している場合



第2章：事業所範囲のとりえ方

（近隣の建物等の扱い）（算定ガイドライン pp.18-20）

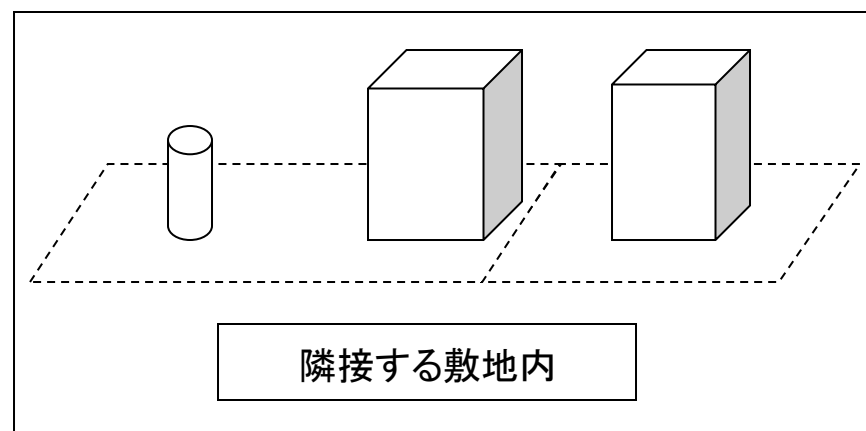
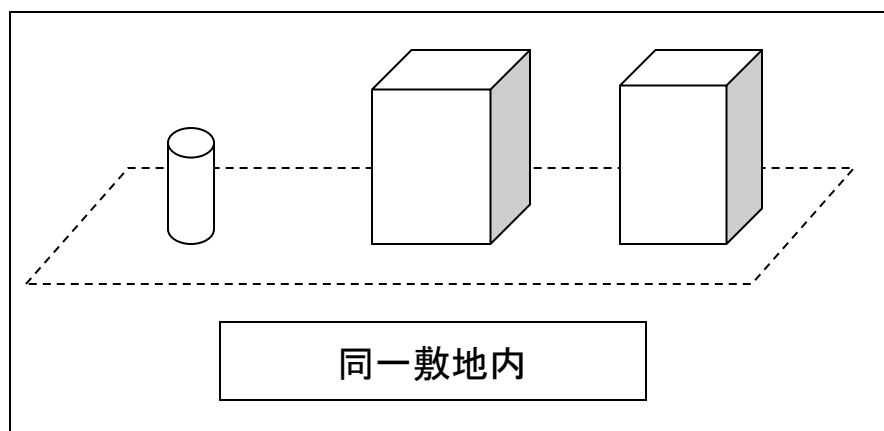
共通の所有者が存在する「隣接」する建物等

⇒まとめて一つの事業所とみなす。

⇒建物については、主たる使用者が同一の場合に限定

ア 隣接する建物等

隣接とは、「同一敷地内に存在すること」または、「隣接する敷地内に存在すること」



第2章：事業所範囲のとりえ方 (近隣の建物等の扱い) (算定ガイドライン p.18)

■敷地の確認

指定する届出の**配置図**に基づいて敷地の範囲を把握

【敷地確認に用いる届出】

建築基準法における確認申請、計画通知又は定期報告において提出された敷地の範囲

○**工場立地法**における工場の立地・変更に当たっての届出において提出された敷地の範囲

○**水道法**における水道事業経営の認可の申請において提出された水道施設における敷地の範囲

○**下水道法**で終末処理場又はポンプ場の事業計画の認可申請時に添付される図面における敷地の範囲

○**廃棄物処理法**における一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業の許可において提出された敷地の範囲

これらは建築基準法よりも**優先させる**。

届出と実態が異なる場合には**実態を優先**(算定GL p.26)

第2章：事業所範囲のとりえ方

（近隣の建物等の扱い）（算定ガイドライン p.19）

■「共通する所有者が存在」の条件

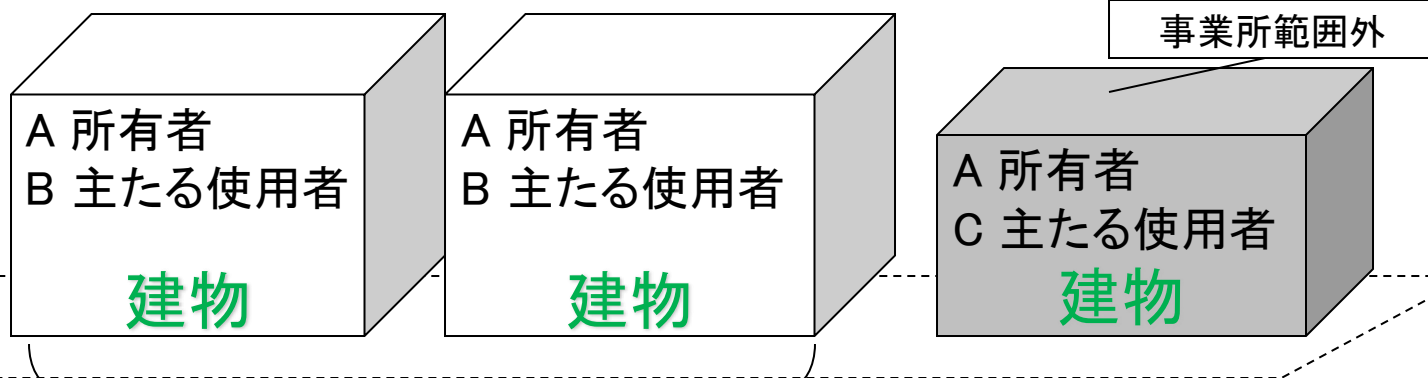
a 建物と建物が隣接する場合

「共通する所有者が存在し、かつ主たる使用者※が同一」の場合、
これらを近隣の建物等とし、隣接した複数の建物をまとめて一つの事業所とする。

※主たる使用者とは共用部を除く床面積の半分以上を専有する使用者を指す。

⇒所有者自身が実質的に使用しているときは、所有者を使用者とする。

⇒一時的にテナントが退去して空室となった場合などは、使用者は存在しないものとする。



白い建物等をまとめて一つの事業所とみなす。

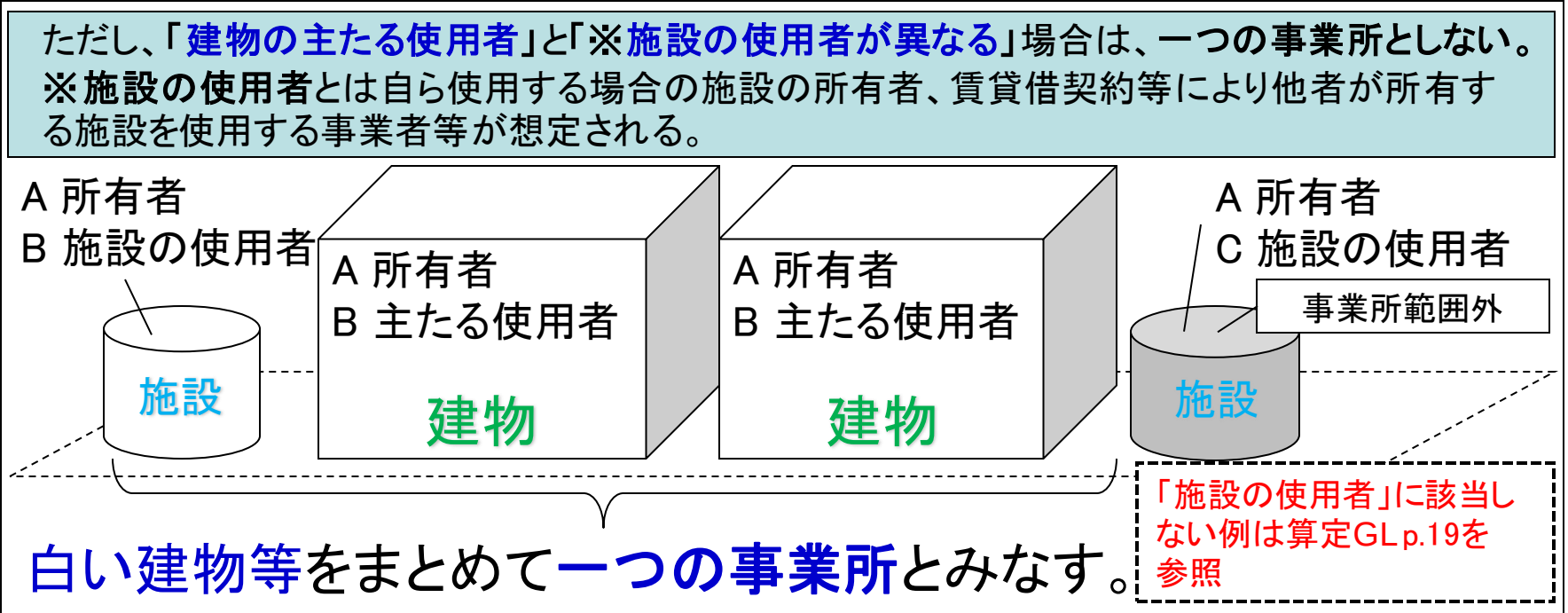
第2章：事業所範囲のとりえ方

(近隣の建物等の扱い) (算定ガイドライン p.19)

■「共通する所有者が存在」の条件

 b 建物と施設(平面駐車場及び平面駐輪場を除く。)が隣接する場合

「共通する所有者が存在する」場合、これらを近隣の建物等とし、隣接した建物及び施設をまとめて一つの事業所とする。



第2章：事業所範囲のとりえ方

（近隣の建物等の扱い）（算定ガイドライン pp.19-20）

c 建物と平面駐車場又は平面駐輪場が隣接する場合

「**共通する所有者**が存在する」場合、これらを近隣の建物等とし、隣接した建物及び平面駐車場又は平面駐輪場をまとめて一つの事業所とする。

ただし、当該平面駐車場等の利用の状況等を踏まえ、当該建物及び平面駐車場等が一体として機能しておらず一つの事業所として取り扱うのが適当でないと東京都が認める場合は、一つの事業所としない。

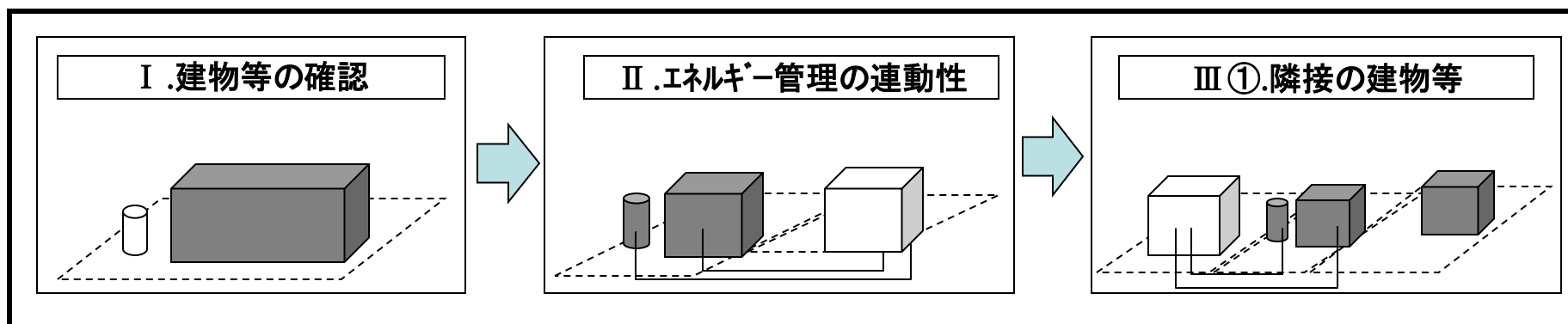
d 施設と施設が隣接する場合

「**共通する所有者**が存在する」場合、これらを近隣の建物等とし、隣接した複数の建物等をまとめて一つの事業所とする。

第2章：事業所範囲のとりえ方

（原油換算エネルギー使用量の把握）（算定ガイドライン pp.26-27）

建物等は、以下に該当する複数の建物をまとめて一つの事業所とした後、エネルギー使用量の合計値をチェックし、1,500kL以上かどうか確認する。



I. 建物等の確認

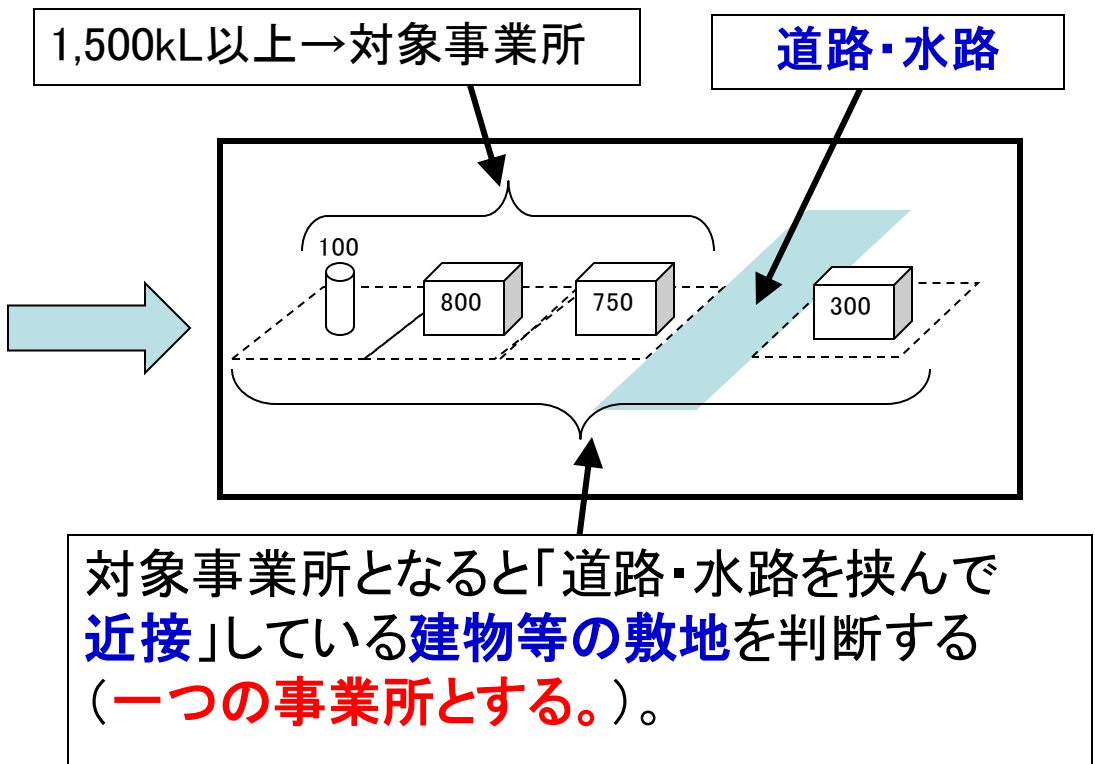
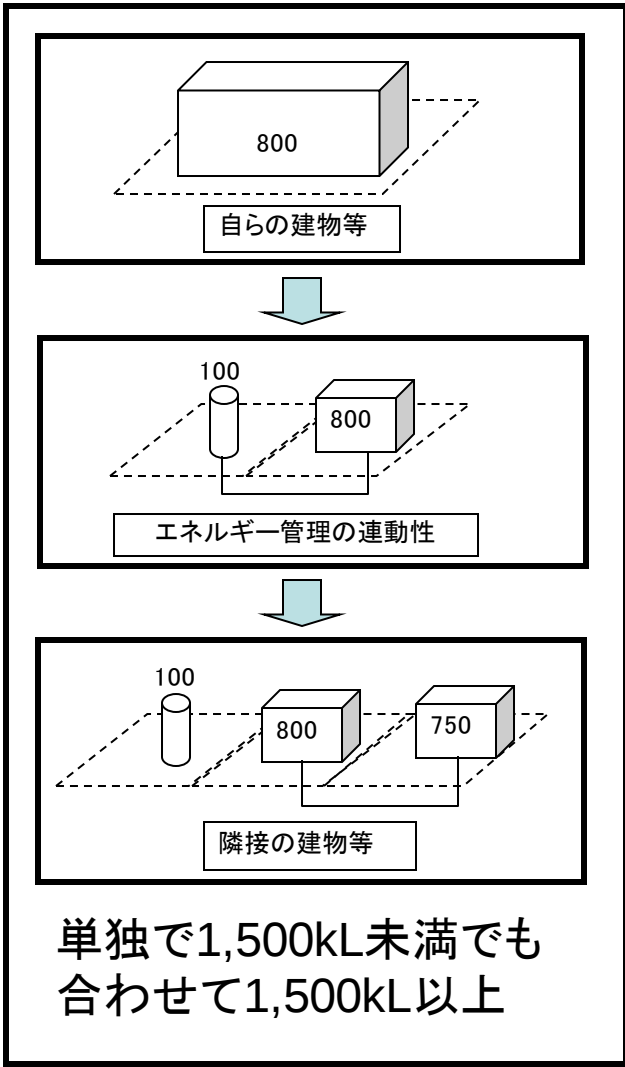
II. エネルギー管理の連動性のある建物等

III ①. 隣接する建物等

エネルギー使用量の合計が1,500kL以上の場合には、対象事業所となる。

第2章：事業所範囲のとりえ方

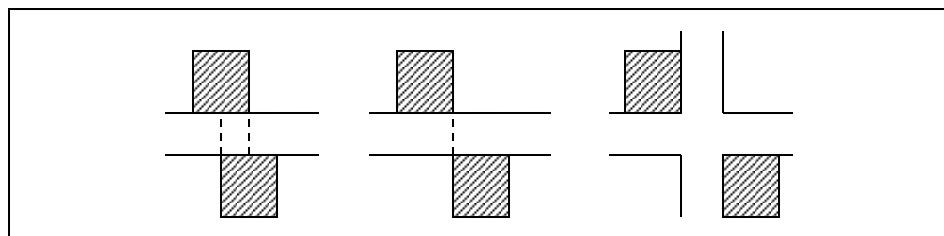
(道路・水路を挟んで近接) (算定ガイドライン pp.27-28)



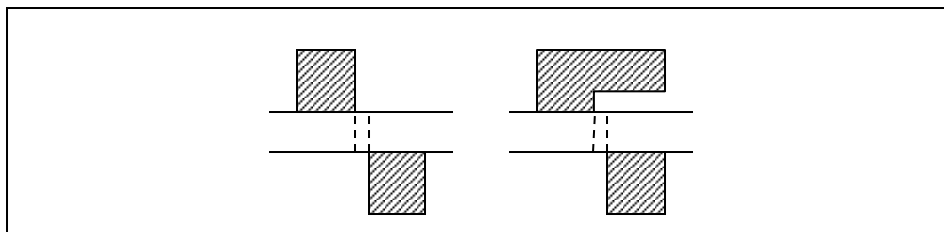
第2章：事業所範囲のとりえ方 (道路・水路を挟んで近接)(算定ガイドライン p.20)

■ 近接する建物等の敷地に該当する立地の条件

近接に該当する場合



近接に該当しない場合



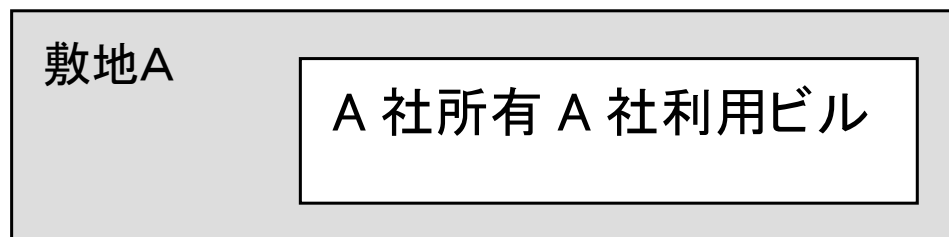
- ・水路を挟む場合、近接として取り扱わないケースもある。
- ・届出と実態が異なる場合には実態を優先(算定GL p.27)
- ・原油換算エネルギー使用量が1,500kL未満の建物だけが道路・水路等を挟んで近接していたとしてもそれらを併せて一つの事業所とはしない。(算定GL p.27)

第2章：事業所範囲のとりえ方

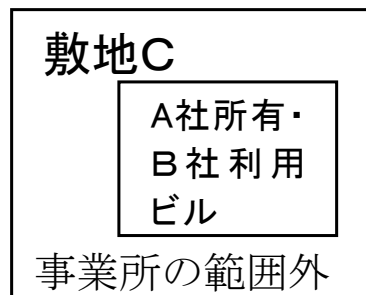
（道路・水路を挟んで近接）（算定ガイドライン p.21）

■近接の要件・・・隣接の場合と同様

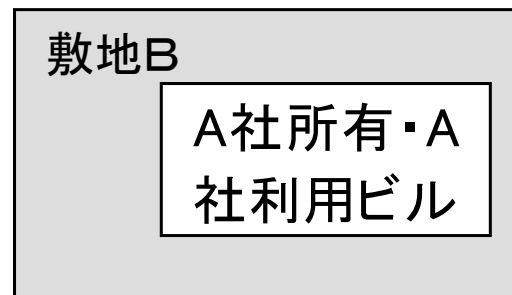
- ①建物と建物→共通する所有者が存在し、かつ主たる使用者（※）が同一の場合
- ②建物と施設→共通する所有者が存在する場合
 - ・ただし、建物の主たる使用者と施設の使用者が異なる場合、まとめて一つの事業所としない。



※主たる使用者とは
共用部を除く床面積の半分以上を
専有する使用者



公道



まとめて
一つの事業所と
みなす。

第2章：事業所範囲のとりえ方

（熱供給事業用施設、電気事業用発電所）（算定ガイドライン p.31）

- ・ 熱供給事業所用の施設、電気事業用の発電所及び変電所は別の事業所としてとらえる。

＜熱供給事業用の施設＞

熱供給事業法に基づく事業に係る申請書等を用いることが望ましい。

- ・ なお、「熱供給施設」とは、熱供給事業の用に供されるボイラー、冷蔵設備、循環ポンプ、整圧器、導管その他の設備であって、熱供給事業を営む者の管理に属するものをいう（熱供給事業法第2条第4項）。
- ・ 他のプラント等と導管が連結されている場合は、エネルギー管理の連動性があるものとして一つの事業所となる。

＜電気事業用の発電所及び変電所＞

電気事業法に基づく事業に係る届出等を用いることが望ましい。

第2章：事業所範囲のとりえ方 (事業所範囲の変更) (算定ガイドライン p.32)

- 指定地球温暖化対策事業所として指定された事業所範囲において、次の事象が生じた場合には、**申請により事業所範囲を変更することができる。**

ア．事業所分割

エネルギー管理の連動性又は所有の状況などの変更により一つの建物等とみなされる建物等の数が減少した場合、申請により事業所範囲を変更することができる。

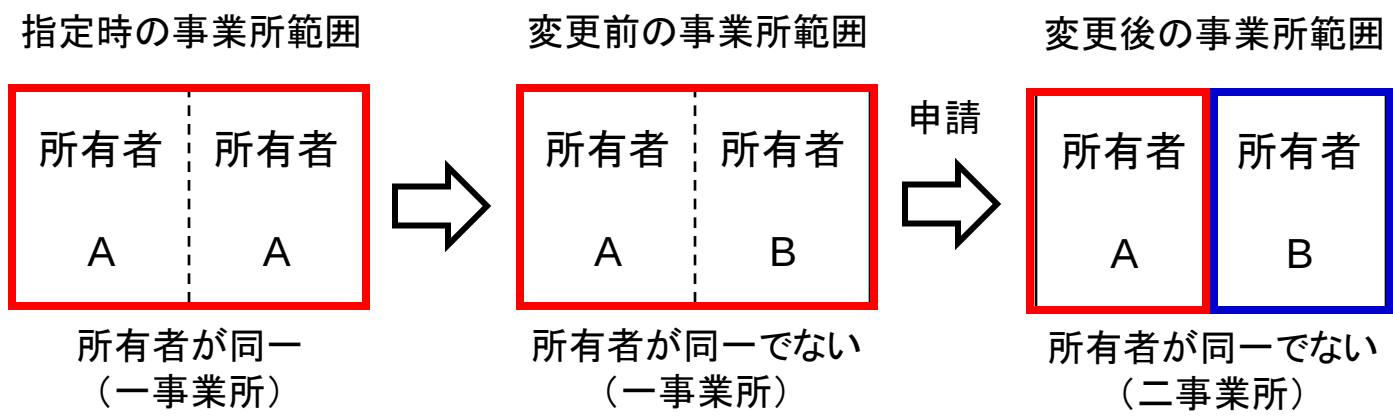
イ．事業所統合

エネルギー管理の連動性又は所有の状況などの変更により一つの建物等とみなされる建物等の数が増加(増加する建物等が指定地球温暖化対策事業所である場合に限る。)した場合、申請により事業所範囲を変更することができる。

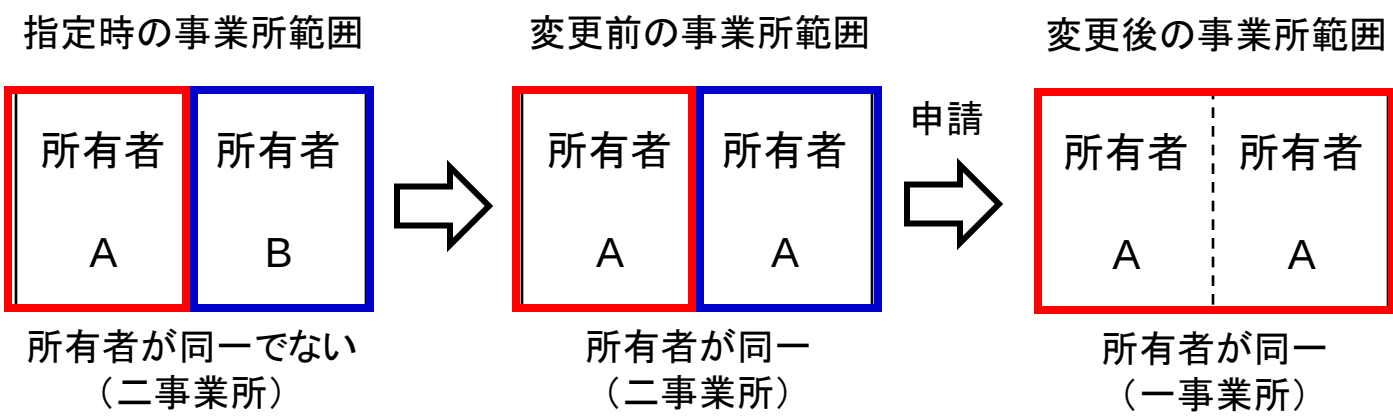
第2章：事業所範囲のとりえ方

(事業所範囲の変更) (算定ガイドライン p.32)

ア. 事業所分割



イ. 事業所統合



第2章：事業所範囲のとりえ方 (事業所範囲の変更) (算定ガイドライン pp.33-34)

■新たな特定地球温暖化対策事業所の指定

新たな指定を受ける事業所範囲に、変更前に特定地球温暖化対策事業所であった事業所範囲の全部又は一部が含まれる場合は、併せて特定地球温暖化対策事業所の指定を受けることになる。

■新たな指定地球温暖化対策事業所の指定

上記以外の新たな指定を受けた指定地球温暖化対策事業所は、原油換算エネルギー使用量が1,500kL以上の年度が変更前の対象事業所における年度を含めて3年度続いた場合は、特定地球温暖化対策事業所の指定を受けることになる。

■事業所範囲の変更における指定の例外

事業所範囲の変更に伴い、変更前の対象事業所は指定を取り消され、変更後の事業所は新たに指定地球温暖化対策事業所の指定を受けることになる。ただし、変更後の事業所範囲において、申請の前年度の原油換算エネルギー使用量が1,000 kL 未満又は申請の前年度末日における床面積が5,000 m²未満である事業所を除く。

第2章：事業所範囲のとりえ方 (検証のポイント) (算定ガイドライン p.35)

- ・ 公的書類を基本とする。
- ・ 公的書類が準備できなかった場合は、施工業者作成の図面等に代えることができる。
- ・ その場合、信頼性確保のための目視確認、情報通信技術(ICT)を活用し、写真や動画等を用いた確認の追加等により検証の工数が増加する可能性がある点に留意。
- ・ 公的書類等の確認書類は、書類の信頼性に問題がある場合を除き、複写での対応も可能。

第2章：事業所範囲のとりえ方 (検証の際の確認資料)(算定ガイドライン pp.36-37)

建物又は施設の把握

- ・建築基準法の確認申請
- ・建築基準法の計画通知
- ・建築基準法の確認済証
- ・建築基準法の検査済証
- ・工場立地法の事業所新設時届出書類
- ・工場立地法の建屋新設、建屋売却等の変更時の届出書類
- ・水道事業経営の認可の申請
- ・下水道事業計画許可申請
- ・廃棄物処理法 一般廃棄物処理施設設置許可申請
- ・廃棄物処理法 産業廃棄物処理施設設置許可申請
- ・建設リサイクル法の第10条届出

エネルギー管理の連動性の把握

- ・(燃料等使用量監視点が判明する書類で把握)
- ・配電図
- ・ガス配管図
- ・空気調和設備系統図
- ・消防法等に基づく危険物施設の届出
- ・高圧ガス保安法に基づく燃料貯蔵所の届出

近隣建物の把握

- ・建築基準法、工場立地法、下水道法、廃棄物処理法、水道法における届出(最新の届出)とともに提出された配置図
- ・固定資産の名寄帳
- ・事業所内建物等の不動産登記簿

住宅・熱供給施設・電気事業用発電所及び変電所の把握

- ・建築基準法に基づく配置図・平面図(住宅用途建物・住宅用途の部分を示すもの)
- ・熱供給事業用の施設又は電気事業用の発電所若しくは変電所の位置を示す図面